

レベニュー・キャップ制度の概要および 物価上昇等の情勢変化を踏まえた制度見直しの概要について

2026年1月

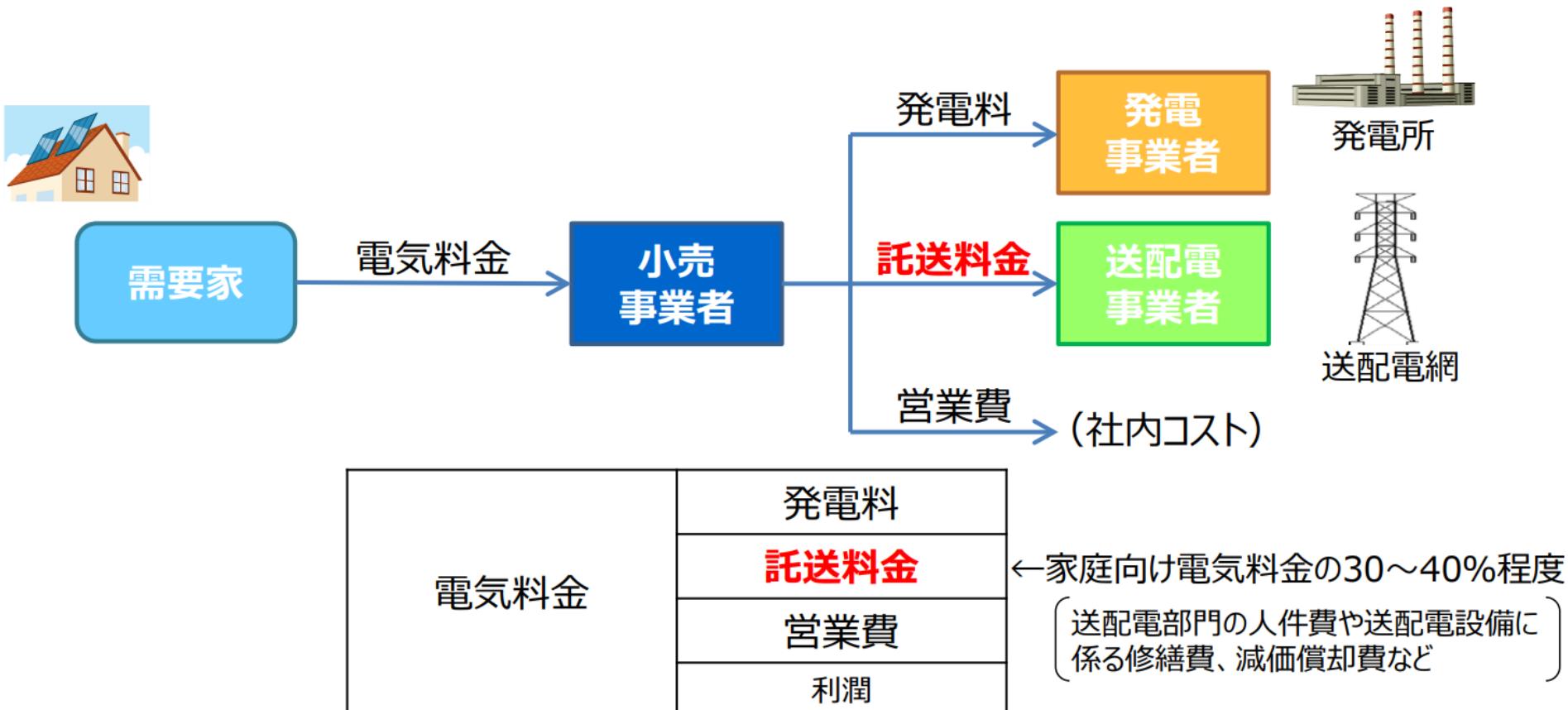
はじめに

- カーボンニュートラルの実現に向け、一般送配電事業者(以下、一送)は、電力ネットワークの次世代化に取り組んでいます。また、主に高度経済成長期に構築したネットワーク設備の更新も増加していく見込みです。
- 高経年化対策工事等を含めたレジリエンス強化やネットワークの次世代化に係る投資費用を確実に回収しつつ、インセンティブにより効率化を促す仕組みとして、2023年度から、託送料金のレベニュークリアップ制度が導入されており、一送としても、設備の拡充・更新投資の計画的な実施とともに、効率化への不斷の取り組みを進めているところです。
- 他方で、足元の物価や金利上昇による事業運営への影響が顕在化するなど、制度導入以降の情勢変化が生じており、これらに適切に対応していく観点から、国の審議会において制度検討の議論がされてきました。
- 本日は、レベニュークリアップ制度の概要および物価上昇等の情勢変化を踏まえた制度見直しの概要についてご説明させていただきます。

(参考)電気料金の構成と託送料金

- 電気料金に含まれる費用構成は、大きく分けて、発電事業者が「電気をつくる」ための費用(発電料)、一送が「電気を運ぶ」ための費用(託送料金)、小売事業者が「電気を売る」ための費用(営業費)となります。

資源エネルギー庁 HPより引用
(一部加工)



1. レベニュー・キャップ制度の概要
2. 物価上昇等を踏まえた対応について
3. 第2規制期間に向けた検討課題
4. まとめ

1–1. 送配電事業を取り巻く環境

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、電源の脱炭素化に向けた環境整備と、産業・運輸・家庭部門の非電化領域における電化の推進が不可欠であり、これを支える次世代ネットワークの形成が必要となります。また、データセンター・半導体工場等の大規模需要の受け入れが可能となるよう系統設備の増強も求められています。
- 更に、今後、高度成長期に整備した送配電網の更新投資が大幅に増加する見込みであり、中長期的な安定供給の確保のため、各設備の状態を的確に把握しつつ、適切かつ合理的な設備保全計画を策定していく必要があります。
- 一送としてこれらを着実に実施していくにあたり、巨額の投資が必要な状況となっています。

第43回 電力・ガス基本政策小委員会(2021年12月27日)
事務局資料(一部加工)

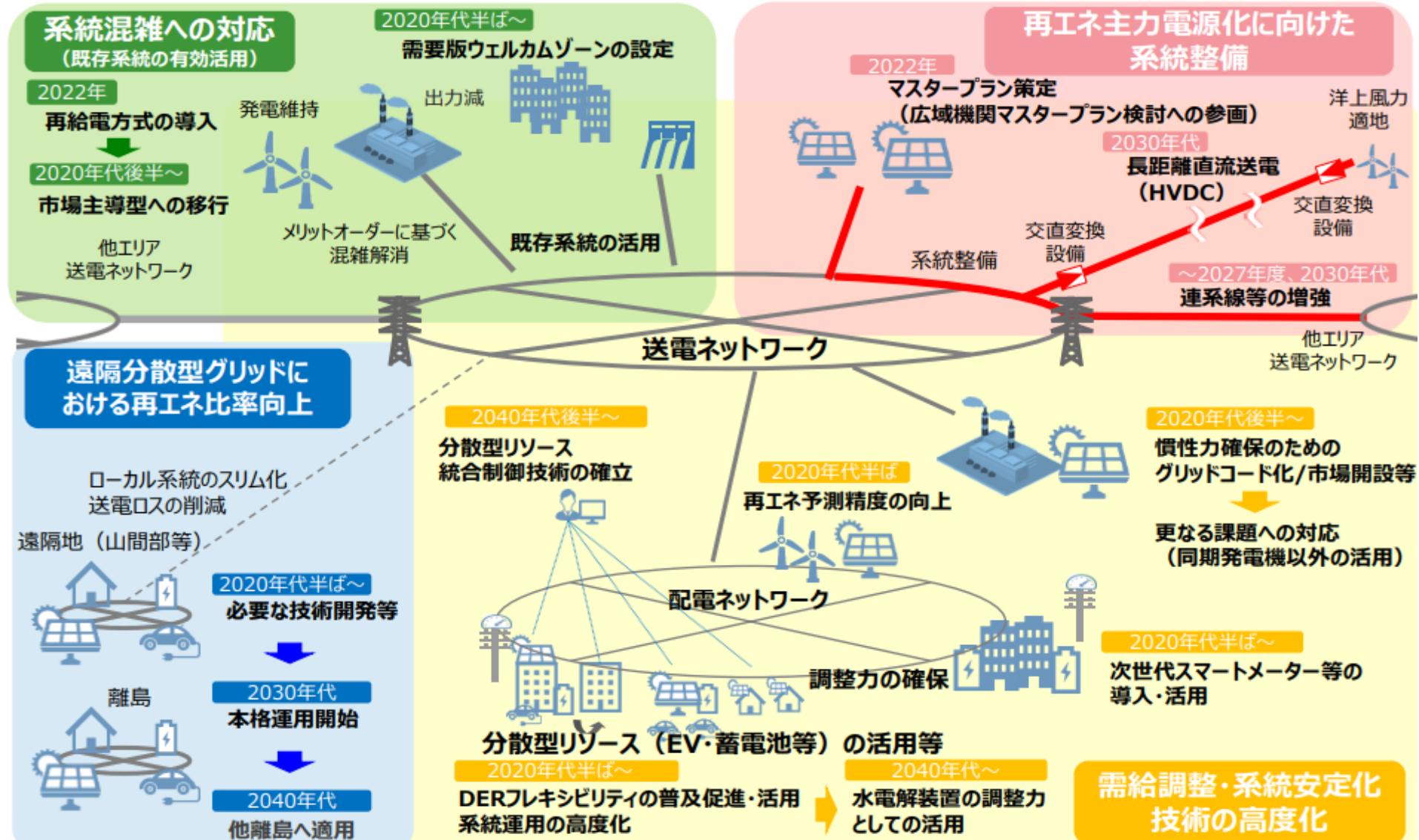
持続可能なエネルギーシステムの実現に向けた方向性

- カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素電源の増強や、再エネを支える送配電網の増強・柔軟性の確保が不可欠。
- このような電力システムへの新たな投資は、化石燃料依存度の低減を通じ、中長期的な電力コスト抑制やエネルギー経済安全保障に寄与。
- このため、当面は、可能な限りコストを抑制しつつも、将来の持続可能なエネルギーシステムの実現に向け、必要な投資を確実に行っていくことが重要。
- そのためには、これらの投資に要するコストを確実に確保していくことが必要。



(参考)2050年カーボンニュートラルを実現する次世代型電力ネットワークの絵姿

送配電網協議会 プレス資料(2021年12月2日)



(参考)大規模需要の今後の想定・設備の高経年化の状況

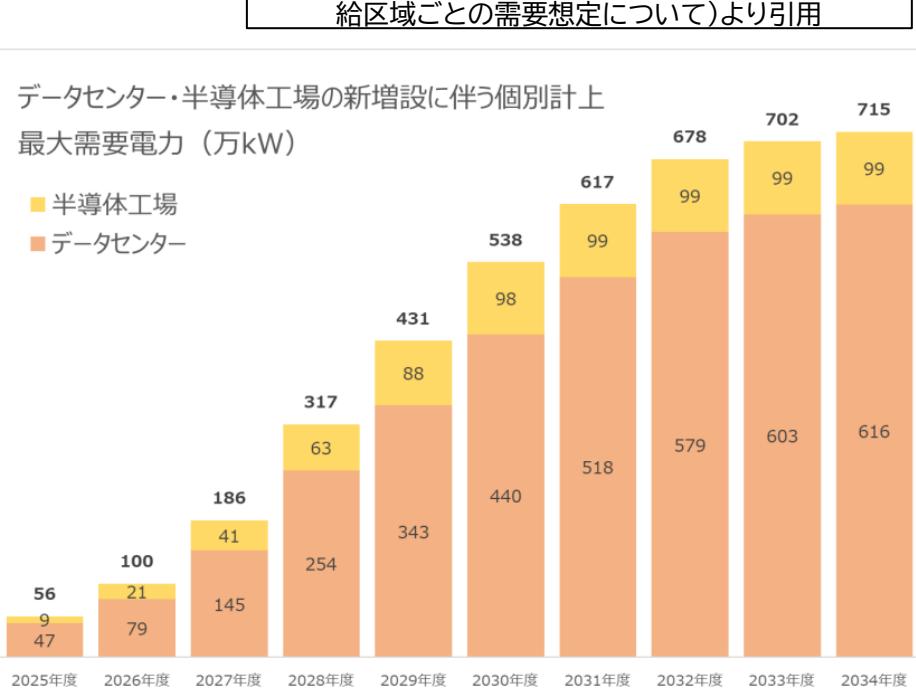
- データセンター・半導体工場の新增設の動きが活発になっており、今後、これらの需要が大幅に増加する見通しとなっています。(左下図)
- また、今後、高度経済成長期に建設した設備の建替えや大規模修繕の必要性が高まることがから、これらの工事を計画的に実施していく必要があります。(右下図)

電力広域的運営推進機関 HP(2025年度 全国及び供給区域ごとの需要想定について)より引用

データセンター・半導体工場の新增設に伴う個別計上

最大需要電力 (万kW)

■ 半導体工場
■ データセンター



送配電網協議会 第4回送配電網投資・運用効率化委員会 (2024年11月13日)資料

(基数)

9,000
8,000
7,000
6,000
5,000
4,000
3,000
2,000
1,000
0

1970年代に建設した多くの送電設備に老朽化が進展し、建替えや大規模修繕の必要性が高まっていく

建設から40～50年が経過

全国の送電鉄塔の建設年別の内訳 (2023年度末時点)

DC250 ■ 500kV ■ 275kV ■ 220kV ■ 187kV ■ 154kV ■ 132kV ■ 110kV ■ 77kV ■ 66kV

1-2. レベニュー・キップ制度の目的

- カーボンニュートラルの実現等を支えるために必要な投資費用を確保しつつ、インセンティブにより効率化を促す仕組みとして、2023年度より、レベニュー・キップ制度が導入されています。

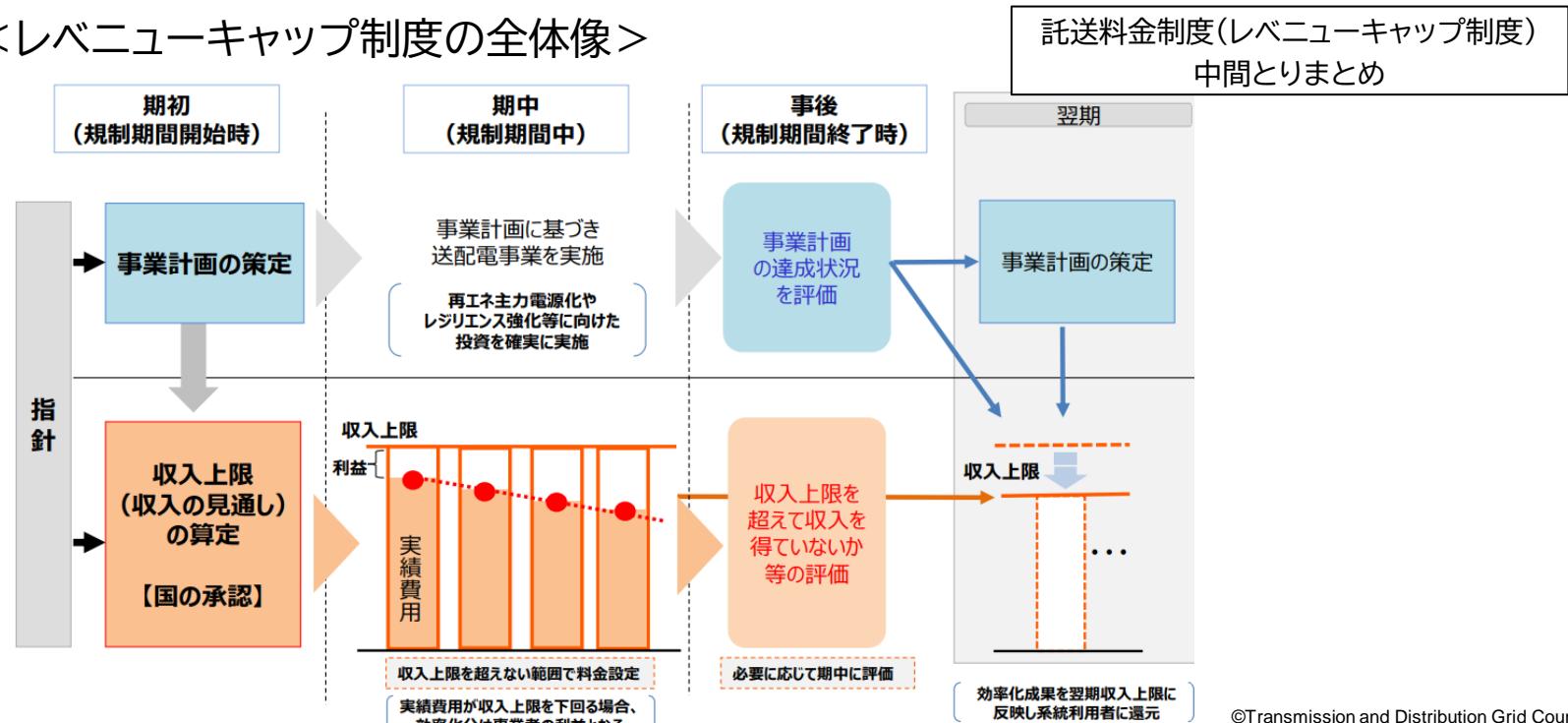
(必要な投資費用の確保)

- ✓ 一送は、国の指針に基づき5年間の規制期間の事業計画を策定し、その間必要となる費用の見積等を申請し、国による審査を経て、託送料金の収入上限(レベニュー・キップ)を決定。
- ✓ 予見困難な需要や費用の増減は、規制期間中または翌規制期間に調整を実施。

(事業者の効率化インセンティブ)

- ✓ 前規制期間における効率化分が系統利用者と事業者とで折半されることにより、託送料金の低廉化と事業者の効率化インセンティブを両立する仕組みとなっている。

<レベニュー・キップ制度の全体像>



(参考)事業計画の構成

- 一送が策定する事業計画には、規制期間において達成すべき目標のほか、投資判断の前提となる発電・需要見込みや効率化の取り組み等を記載することが国の指針により定められています。
- 事業計画の具体的な構成は下表のとおりです。

<事業計画の構成>

託送料金制度(レベニューキャップ制度)
中間とりまとめを基に作成

項目	主な記載内容
目標計画	<ul style="list-style-type: none"> • 設定した目標内容や、目標を設定するにあたっての考え方(現状課題や根拠)、目標達成に向けた具体的な取り組み内容
前提計画	<ul style="list-style-type: none"> • 需要・供給力・再エネ連系量・調整力量の見通しと算定根拠
事業収入全体見通し	<ul style="list-style-type: none"> • 申請する“収入の見通し”の全体額と費用の内訳
費用計画	<ul style="list-style-type: none"> • 対応区分ごとの見積額内訳と算定根拠
投資計画	<ul style="list-style-type: none"> <設備拡充計画> <ul style="list-style-type: none"> • 投資の方針や主要工事件名における工事の目的・概要(金額・工期等) <設備保全計画> <ul style="list-style-type: none"> • 投資の方針や高経年化設備更新ガイドラインを踏まえたリスク量の算定結果 <その他投資計画(送配電設備以外の投資対応)> <ul style="list-style-type: none"> • 全体の見通し額と算定根拠 <次世代投資計画> <ul style="list-style-type: none"> • 次世代投資の方針や具体的な取組内容(取組目標・定量的な便益等)
効率化計画	<ul style="list-style-type: none"> • これまでに実施してきた効率化取組内容と中長期の効率化方針 • 申請時の見積もり費用に反映した効率化内容

1–3. 事業計画における目標設定(1／2)

- 一送はネットワークの次世代化や託送業務の品質の維持・向上に向け、あらかじめ、事業計画において、規制期間における目標を設定しています。
- 第1規制期間(2023～27年度)においては、7分野18項目の目標を設定しており、一部目標には達成状況に応じて翌期収入上限のボーナス又はペナルティ(当期収入上限の一定割合を、翌期の収入上限に上乗せまたは翌期の収入上限から引き下げ)が与えられています。

※ 赤文字の項目は達成状況に応じて翌期収入上限のボーナス又はペナルティあり

分野	項目	目標
安定供給	停電対応	<ul style="list-style-type: none"> 規制期間における停電量(低圧電灯需要家の停電を対象)が、自社の過去5年間における停電量の実績を上回らないこと
	設備拡充	<ul style="list-style-type: none"> マスタープランに基づく広域系統整備計画について、規制期間における工事全てを実施すること
	設備保全	<ul style="list-style-type: none"> 高経年化設備更新ガイドラインで標準化された手法で評価したリスク量(故障確率×影響度)を現状の水準以下に維持することを前提に、各一般送配電事業者が高経年化設備の状況やコスト、施工力等を踏まえて、中長期の更新投資計画を策定し、規制期間における設備保全計画を達成すること
	無電柱化	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省にて策定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること
再エネ導入拡大	新規再エネ電源の早期かつ着実な連系	<ul style="list-style-type: none"> 接続検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること 契約申込の回答期限超過件数を、ゼロにすること
	混雑管理に資する対応	<ul style="list-style-type: none"> 国や広域機関において検討されている混雑管理(ノンファーム型接続や再給電方式、その他混雑管理手法)を実現する計画を一般送配電事業者が設定し、それを達成すること
	発電予測精度向上	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ出力制御量の低減を目的に、発電予測精度向上等に関する目標を設定し、それを達成すること

(次頁に続く)

1–3. 事業計画における目標設定(2/2)

分野	項目	目標
サービスレベルの向上	需要家の接続	<ul style="list-style-type: none"> 供給側接続事前検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること
	計量、料金算定、通知等の確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> 電力確定使用量について、誤通知の件数をゼロにすること 電力確定使用量について、通知遅延の件数をゼロにすること 託送料金について、誤請求の件数をゼロにすること 託送料金について、通知遅延の件数をゼロにすること インバランス料金について、誤請求の件数をゼロにすること インバランス料金について、通知遅延の件数をゼロにすること
	顧客満足度	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること
広域化	設備の仕様統一化	<ul style="list-style-type: none"> 国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした設備について、仕様統一を達成すること
	中央給電指令所システムの仕様統一化	<ul style="list-style-type: none"> 国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした中央給電指令所システムについて、仕様統一を達成すること
	系統運用の広域化	<ul style="list-style-type: none"> 需給調整市場の広域化を実現する計画を設定し、それを達成すること
	災害時の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者10社が共同で作成し、提出する災害時連携計画に記載された取組内容を達成すること
デジタル化	デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること
安全性・環境性への配慮	安全性・環境性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること
次世代化	分散グリッド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者が配電事業等の分散グリッド化に向けた取組目標を自主的に設定し、それを達成すること
	スマートメーターの有効活用等	<ul style="list-style-type: none"> 国の審議会における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定し、それを達成すること

(参考)効率化への取組み

- 一送としては、期初に設定した効率化計画の着実な実施に向けた取り組みのほか、他社の実施している効率化施策の横展開(自社への適用可否の確認等)も実施しており、これらの状況について、毎年、国の審議会で確認いただいている。
- また、全国大として取り組む必要のある効率化(設備の仕様統一や調整力の広域化等)の取り組み等について検討する委員会(送配電網投資・運用効率化委員会)を設置し、外部の有識者からの意見もいただきながら、具体的な検討を進めています。

<効率化施策の横展開>

第9回送配電効率化・計画進捗確認WG
(2025年6月16日) 事務局資料

3. 各事業者のミクロ的検証施策の展開状況（2024年度）

- 2024年度の各社の取組について確認した結果、未採用から採用に至った項目（下図赤枠）が延べ5項目あった。また、具体的な採用の目途が立つとの進展があった項目（下図青枠）が延べ4項目あった。
- なお、九州送電の「無人ヘリコプターの導入」施策は汎用性が高く、4事業者において採用に至り、2事業者において今後採用の目途が立つとの進展があった。

【2024年度の採用状況】赤枠・青枠は2023年度の採用状況からの変化^{※1}

事業者	送配電	施策	効率化標 (機会1あたり/費用へ)	北海道 NW 東北 NW 東京 PG 中部 PG 北陸 関西 中国 NW 四国 関東 九州 送配電 沖縄 能力								
				①	①	①	①	④	④	①	④	④
北海道NW	配電	柱上変圧器取替工事の効率化	8.2万円／箇所	①								
東北NW	変電	屋外機器配置の縮小化、GISの設計見直し・他	6,300万円／当該工事	①		①	①	③→②	①	①	①	①
東京PG	送電	送電鉄塔リードの長径間適用による鉄塔基部削減	1,600万円／当該工事	①	①		①	①	①	①	①	①
中部PG	配電	新h法による変圧器容量の最適化	5万円／箇所	①	②	②		②	②→①	②	③→②	②
北陸送配電	配電	コンクリート柱の新たな接地工法(No-Dig工法)の導入	4.4万円／箇所	①	③	①	③		③	①	①	③
関西送配電	配電	路線用開閉器の施設基見直し	0.5百万円／箇所	①	①	①	③			①	①	②
中国NW	配電	配電機材リユースセンターの設置による修繕適正化	規制期間計 48,700万円	①	①	①	①	①		①	①	①
四国送配電	変電	調相器換見直し	4,400万円 ^{※2} 当該工事	①	①	①	①	①	①	①	①	④
九州送配電	送電	無人ヘリコプターの導入	4万円／箇所	①	②	③→②	②→①	①	②→①	③→②		③→②
沖縄電力	変電	工事に伴う新たな用地敷地費用の削減	4,500万円／当該工事	①	①	①	③	①	①	①	①	

*1 各施策における各社2023年度採用状況からの変化

*2 北山NW：2023年度以降採用予定。ボリマーガーしい採用によるがいし洗浄装置の設置取止めは2023年頃に工事予定の変更所にて採用予定

*3 中部PG：中国NW：2024年度実採用予定。九州送配電：2025年度一部試験導入予定。

*4 東京PG：2024～2025年度実採用予定。中部PG：2024年度から同規格の導通が可能な運用用ドローンを採用済

*5 関西送配電：2024年度導入予定。中国NW：2024年度から山形部の資材運搬に對して採用済。

*6 2024年から同規格の導通が可能な運用用ドローンを採用済。沖縄電力：2025年度導入に向けて検討。2026年度実採用予定

*7 2024年から同規格の導通が可能な運用用ドローンを採用済。沖縄電力：2025年度導入に向けて検討。2026年度実採用予定

*8 古山変電所の調査段階見直し

*9 個別のミクロ的検証施策のプレゼン説明にて実施内容を確認したところ自社採用済の内容であったため、2023年度の採用状況より記載変更しているもの

<送配電網投資・運用効率化委員会で扱うテーマ>

送配電網協議会 第1回送配電網投資・運用効率化委員会
(2023年5月31日) 資料

テーマ	テーマの概要
①設備仕様統一	<ul style="list-style-type: none"> 過去からコスト効率化、レジエンス強化等を目的に、設備仕様統一に関する検討を進めており、電線・ガス遮断器・ケーブル等、既に仕様統一を完了している。 各社は事業計画において、レベニューキャップの第一規制期間に、5品目以上の仕様統一を行うこととしており、現在、対象品目について検討中。 本委員会では、仕様統一効果も踏まえて、更なる仕様統一の拡大について検討する。
②次世代化 (保全高度化 [DX、デジタル化])	<ul style="list-style-type: none"> 過去から、生産性の向上・安全性を含む保安力の維持・向上などを目的に、各社で保全業務の効率化・高度化を進めてきた。 本委員会では、電気保安の更なる効率化・高度化を図って行くため、新たな技術を活用したスマート保安※等の次世代の保全高度化について、10社協働で取組む内容を検討する。 ※IoT、AIやドローンに代表されるような新しい技術を用いて電気保安水準の維持、生産性向上等を達成させる電気保安のスマート化
③調整力の広域化 ・費用適正化	<ul style="list-style-type: none"> 再エネの出力変動に対応しつつ需給バランスを維持するために不可欠となる調整力の広域化・調達費用適正化に向けて、一般送配電事業者は、三次調整力②の共同調達や、2024年度に向けた複合約定ロジックの開発等に取組んできている。 本委員会では、調整力の広域化・調達費用適正化に向けた更なる取組みについて検討する。

1-4. 収入上限および査定の全体像

- 一送は、規制期間(5年間)における事業運営に必要となる費用を算定し、“収入の見通し”を経済産業大臣に申請します。
- 経済産業省は、申請された“収入の見通し”的審査を行い、必要に応じて査定を実施した後に、“収入の見通し”を承認します(=収入上限・レベニューキャップ)。
- なお、第1規制期間においては、過去実績(参照期間:2017~2021年度の実績等)や将来見通し等を踏まえて“収入の見通し”を算定・審査しています。

費用の査定区分	費用の例	主な査定(算定)方法
OPEX(事業運営費) <Operating Expense>	人件費・委託費・一般経費 等	• 実績を基に統計的手法で算出した推計値に、トップランナー的補正等を加味
CAPEX(設備投資関連費) <Capital Expenditure>	減価償却費 等	• 基幹系、連系線は個別査定 • ローカル系統、配電系統は主に単価に統計的手法等を用いる
その他費用	その他費用	修繕費、賃借料 等
	事後検証費用	調整力費用、災害復旧費用 等
	控除収益	他社販売電源料、託送収益 等
次世代投資費用	送配電ネットワークの次世代化に資する投資・費用	• 個別査定
制御不能費用	公租公課・インバランス収支過不足 等	• 実績費用を事後的に反映
事業報酬・追加事業報酬	—	• 事業報酬率×レートベースで算定

1-5. 収入上限の事後的な調整

- 収入や外生的な費用の予実差(収入上限設定時の想定と実績の差)については、事後的に収入上限に補正される仕組みとなっています。
基本的には翌規制期間での調整(翌期調整)となるものの、条件を満たす場合には、当該規制期間中の調整(期中調整)も可能な制度となっています。
- なお、2024年4月の発電側課金導入に伴う託送料金の改定に合わせて、一送は、その時点で判明していた制御不能費用の変動等を反映した期中調整を実施しています。

項目	期中での調整	翌期での調整
収入	<ul style="list-style-type: none"> • 収入上限の範囲内で託送料金の変更を認める • 予実差の累積乖離額が収入上限の+5%を超えた際は託送料金の変更が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 当期規制期間の収入上限と実績収入の過不足分を翌期に調整
制御不能費用	<ul style="list-style-type: none"> • 特定の変動要因(外生性の強い公租公課の変動等)による変動があった際は収入上限を改定 • 予実差の累積乖離額が収入上限の±5%を超えた際は収入上限の変更が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 当期規制期間の費用予実差を翌期に調整
事後検証費用 (外生的だが一定の効率化を求めることが考えられる費用)	—	<ul style="list-style-type: none"> • 費用の予実差について事業者から合理的な説明を求め、確認、検証を行った上で、必要に応じ翌期で調整

上記のほか、控除収益等の一部の査定区分や、エネルギー政策の変更等により変動した費用についても、事後的な調整対象として整理されています。

1-6. レベニューキャップ制度における期中評価

- 一送が作成した5年間の①事業計画の実施状況のフォローアップや、②期中調整の必要性を確認すること等を目的に、毎年度、国の審議会(料金制度専門会合)において、レベニューキャップ制度の期中評価を実施しています。
- 2024年度の取り組みは2025年8月～11月にかけて計4回の審議会で扱われ、事業計画の取組状況や達成に向けた課題、効率化への取り組み等について確認いただいております。

<期中評価における確認の観点>

第54回料金制度専門会合(2024年2月19日)

事務局資料を基に作成

	確認の観点	補足
① 事業計画のフォローアップ	計画的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画の実施に遅れがみられる場合に、計画を精査し、計画完遂のための打ち手を講じることが重要
	必要な投資の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各投資計画が着実に実行されているか確認 ・ 未達がある場合にはその要因を分析
	コスト効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率化計画が着実に実行されているか確認 ・ 計画と実績の乖離を分析し、効率化の考え方を整理
	事後調整の予見性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画と実績の乖離を分析し、事後調整の対象となり得る内容・規模についての予見性を高める
	第2規制期間へ向けた課題検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベニューキャップ制度の課題を早期に把握し、第2規制期間へ向けて検討を進める
② 期中調整の必要性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入や制御不能費用の計画と実績の乖離状況について、期中調整の条件(前頁)への該当有無を確認

1. レベニュー・キャップ制度の概要
2. 物価上昇等を踏まえた対応について
3. 第2規制期間に向けた検討課題
4. まとめ

2-1. 収入上限における物価等変動の扱い

- 規制期間中の消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み(エスカレーション)をあらかじめ託送料金に反映することも考えられたものの、第1規制期間の制度設計時には物価等変動が極めて小幅な実態であったこと等を勘案し、第1規制期間においては、物価等変動を収入上限には反映せず、引き続き実績推移等を確認しながら今後の扱いを検討することとされました。

託送料金制度(レベニューキャップ制度)
中間とりまとめ(一部加工)

- 現行の託送料金制度において原価算入が認められていない以下の費用について、レベニューキャップ制度においても、同様の扱いとすることを基本とする。

①	<ul style="list-style-type: none"> 普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費
---	---

収入上限への算入を認めないことを基本とするが、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表すること前提に算入を認めるとともに、個別査定を行って費用の妥当性を検証する。

②	<ul style="list-style-type: none"> 電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（例：交際費、政治献金、書画骨董等）
---	--

収入上限への算入を認めない。
※また、左記の費用に加え、役員給与については不適切な支出が含まれていないかという観点から、収入上限に算入することの適切性を確認する。

③	<ul style="list-style-type: none"> 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用
---	---

④	<ul style="list-style-type: none"> 制度的に原価等に算入することが認められているもの以外の費用等（集金等の小売に係る費用等）
---	--

レベニューキャップ制度において、規制期間として5年間を設定することや、海外においてはエスカレート制御不能扱いとなっていることを踏まえれば、原価算入を認めることも考えられる。ただし、現状におけるエスカレートは実態として極めて小幅であること等も踏まえ、まず第1規制期間においては、原価算入を認めないとすると、今後については、引き続き実績推移等も確認しながら、検討を行っていくこととする。

⑤	<ul style="list-style-type: none"> 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）
---	---

2-2. 第1規制期間における物価上昇等の状況

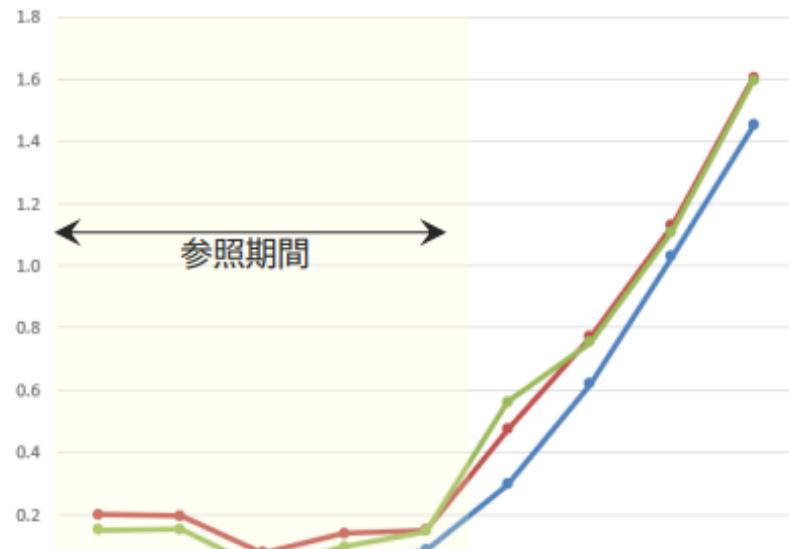
- 第1規制期間の収入上限を算定する際に参照した期間(2017~2021年度)に比べて、2021年度以降、消費者物価指数等の物価関連指標が顕著に上昇しています。
- 加えて、支払利息の前提となる金利についても、参照した期間は低金利の水準であったものの、物価水準同様に顕著な上昇傾向がみられ、支払利息の増加による影響を受けています。
(支払利息相当は、12頁の査定区分のうち、事業報酬として収入上限に算入しています)

第70回料金制度専門会合(2025年10月22日)
弊会資料

<関連市況の変動>



<金利の変動>



*1 鉄塔や遮断器の主要材料であり、参考として記載

*2 電線、ケーブルの主要材料であり、参考として記載

*3 第1規制期間の参照年度である2017年度の水準を100として各項目の上昇率を算定

*4 2022~2024年度は暫定値

※ 2025年度は9月まで

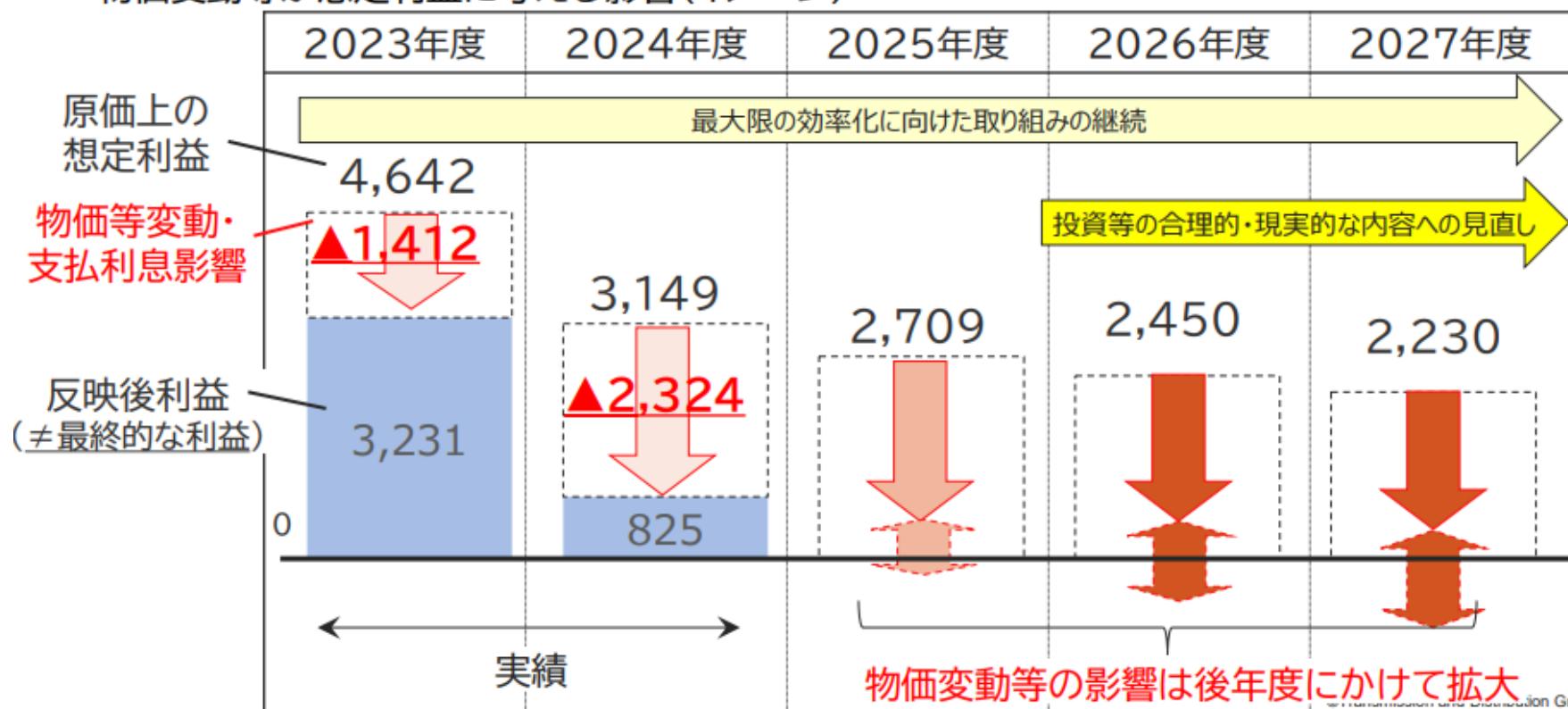
2-3. 物価上昇等による影響

- 2024年度までの実績においても物価等変動・支払利息の影響を大きく受けているなか、今後も一定の高騰が継続する場合、その影響は後年度にかけ更に拡大する見通しです。
- 一送としては、最大限の効率化に向けた取り組み等に継続的に取り組んでいくものの、物価変動等の影響の全てを自助努力により吸収することは困難であり、とりわけ2026年度以降について極めて厳しい情勢です。

第70回料金制度専門会合(2025年10月22日)
弊会資料

<物価変動等が想定利益に与える影響(イメージ)>

[単位:億円(10社計)]



2-4. 物価上昇等に係る制度措置の必要性

- 物価等の変動見込みはレベニューキャップ制度で措置されていない(事後的な調整も対象外)なか、一送としては、サプライチェーン・施工力や将来的な安定供給の維持に向け、中長期的な工事物量の提示や市況に応じた資機材・工事請負単価の適正な見直しを行っています。また、工事業界からも、事業の継続性の観点から、適正価格での契約に係る要望の声をいただいている。
- そのようななかで、昨今の物価等変動影響は極めて大きく、金利の上昇による影響も相まって、自助努力のみで影響を吸収することは極めて困難な状況であり、サプライチェーン・施工力の維持、ひいては将来的な安定供給を維持するためには、物価変動等の影響を適正にレベニューキャップに反映することが必要と認識しています。

第70回料金制度専門会合(2025年10月22日)
送配電網協議会資料

物価等変動影響を吸収することが困難な場合

物価等変動影
響の吸収困難

必要投資量・適正
価格が維持できな
い懸念

サプライチェーン
等の維持困難

計画的な設備
更新に支障

将来的な安定供
給維持に懸念

エスカレーションが制度化され、物価等変動影響を適正に価格に反映できる場合

物価等変動影響
を適正に反映

必要投資量・
適正価格の維持

サプライチェーン等
の維持に寄与

計画的な更新計
画の実施

将来的な安定供
給の維持

2-5. 情勢変化等を踏まえた第1規制期間の制度措置について

20

- 前述のとおり、当初、第1規制期間について、エスカレーションは反映しないこととされました。その後、物価や金利等の大幅な上昇に直面し、継続的かつ安定的な事業運営や、取引先での賃上げの実現等に支障をきたすことが懸念される状況となりました。
- このような情勢変化を踏まえ、国の審議会で第1規制期間におけるエスカレーションの扱い等について改めて議論された結果、2026~27年度の2年間の物価等変動や金利の変動について、新たに制度措置される方針が示されました。
- 一送としても、今回の制度措置の趣旨を踏まえ、中長期的なサプライチェーンや施工力の維持、ひいては将来的な安定供給の確保の実現に向けた取り組みを進めてまいる所存です。
- なお、これらの新たな制度措置の託送料金への反映については、翌規制期間での事後的な調整を基本としつつ、第1規制期間の期中の調整も可能と整理されています。

第72回料金制度専門会合(2025年12月16日)
事務局資料を基に作成

<第1規制期間における物価等変動・金利の制度措置(概要)>

		第1規制期間の制度措置内容
共通	対象年度	<ul style="list-style-type: none">• 2026年度以降を対象とする
	反映方法(時期)	<ul style="list-style-type: none">• 翌期での反映を基本とするが、事業者による期中調整の申請も可能とする
物価等変動 (エスカレーション)	対象費目	<ul style="list-style-type: none">• OPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象とする (上記査定区分のうち、物価等の変動影響を受けない一部項目は対象外と整理)
	適用指標	<ul style="list-style-type: none">• (事業者の実績ではなく)客観的な公表指標の変動率を適用する• 具体的には、費用項目(OPEX・その他費用)に対して消費者物価指数を、投資項目(CAPEX・次世代投資費用)に建設工事費デフレーターを適用する
金利	事業報酬の取扱い	<ul style="list-style-type: none">• 事業報酬率の算定のうち、公社債利回りの実績率を対象年度の直近の5年平均の数値に置き換える

1. レベニュー・キャップ制度の概要
2. 物価上昇等を踏まえた対応について
- 3. 第2規制期間に向けた検討課題**
4. まとめ

3. 第2規制期間に向けた検討課題

- 物価等変動への対応のほか、第1規制期間で顕在化した課題等を踏まえ、第2規制期間以降がレビューキャップ制度の目的であるレジリエンス強化、カーボンニュートラルの推進、効率化の実現に一段と資する制度となるよう改善していくことが求められます。
- 具体的には、以下の項目について業界として課題認識しており、国の審議会においても第2規制期間に向けた検討課題として整理されています。

<第2規制期間に向けた主な検討課題>

項目		概要
①	物価等変動の状況の継続的な検証 <詳細23~24頁>	<ul style="list-style-type: none"> • 取引先での適切な賃上げの実現のためには、実態に即したエスカレーションの制度となることが重要 • 第1規制期間における物価等変動による影響や関連市況の変動を継続的に検証し、必要により適用する指標等の見直しを検討する
②	事業報酬に係る検討 <詳細25~29頁>	<ul style="list-style-type: none"> • 第2規制期間に向けて、事業報酬率の設定について総合的な検討が行うことと整理されている • 金利の変動のみならず、事業リスクや資金調達を取り巻く環境等を総合的に勘案し、一送として必要な報酬率について検討する
③	外生的な要因での変動の自動調整 <詳細30頁>	<ul style="list-style-type: none"> • 外生的な費用変動は原則的に翌規制期間での調整となっており、実収支に反映されるまでの期間が長期化している • 外生的かつ客観的な変動(需要変動に伴う収入や、物価・金利変動等)については、一定期間ごとに自動的に料金反映することを検討する
④	規制期間中一律の託送料金の見直し <詳細31頁>	<ul style="list-style-type: none"> • 規制期間内の需要・費用の構造を踏まえ、(5年間一律ではなく)規制期間内で異なる託送料金の設定を行うことを検討する

検討課題① 物価等変動の状況の継続的な検証

- 2026年度以降エスカレーションが制度措置される方針となりましたが、当該措置を踏まえ、工事請負単価の適正な見直しを行い、適正な労務者の賃金上昇に繋げるが重要と認識しており、その実現のためには、できる限り、制度内容が契約等の実態に即したものとする必要があります。
- 第1規制期間では、費用項目に消費者物価指数、投資項目に建設工事費デフレーターが適用される予定(下図案②)ですが、今後の物価等変動影響や一般指標の変動の状況、契約の実態について継続的に検証し、より適切な指標設定の在り方について検討を深めてまいります。

※第1規制期間の制度検討においても、消費者物価指数や建設工事費デフレーターのほか、企業物価指数や公共工事設計労務単価なども検討の俎上に上がっており、これらの適用も含め検討してまいります

第72回料金制度専門会合(2025年12月16日)
事務局資料(一部加工)

2. ⑥適用する客観的な公表指標 – 適用する指標案 –

- 前頁までの状況を踏まえ、客観的な指標を用いて物価等上昇を反映する場合、以下のようなパターンを考え得るところ、13頁以降で検討を行った。
 - 案①：対象費用の合計額に消費者物価指数（総合）を乗ずる方法
 - 案②：費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター^{※1}（電力）を乗ずる方法
 - 案③：対象費目の合計額に国内企業物価指数（総平均）を乗ずる方法

※1 建設工事費デフレーターは、労務費や資材費の価格指数をそれぞれの構成比でウエイト付けする形で反映しているもの（次頁参照）。

※2 なお、上記以外にも、例えば、対象費用を労務費割合と資材費割合に分け、それぞれに公共工事設計労務単価や国内企業物価指数を適用する案も理論上考え得るが、労務費割合や資材費割合について、現状、各事業者において客観的かつ統一的なデータを示すことは困難。

検討課題① (参考)適用指標と実績の上昇率の比較

- 適用指標の選定にあたっては、可能な限り実態に即したものとすることや、消費者負担への配慮の観点も含めて検討されました。
- その結果、2024年度の一送における物価等変動影響(試算値)は+9.6%のところ、第1規制期間については、+6.8%の上昇率となる指標(消費者物価指数・建設工事費デフレーター)にて措置されることとなりました。

第72回料金制度専門会合(2025年12月16日)
事務局資料

2. ⑥適用する客観的な公表指標 – 採用指標の考え方 –

- 各案の特徴、及び制度措置における考え方は以下のとおり。
- 可能な限り実態に即した指標を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者の賃上げ等にも資する観点からは、案②が適当と考えられるのではないか。

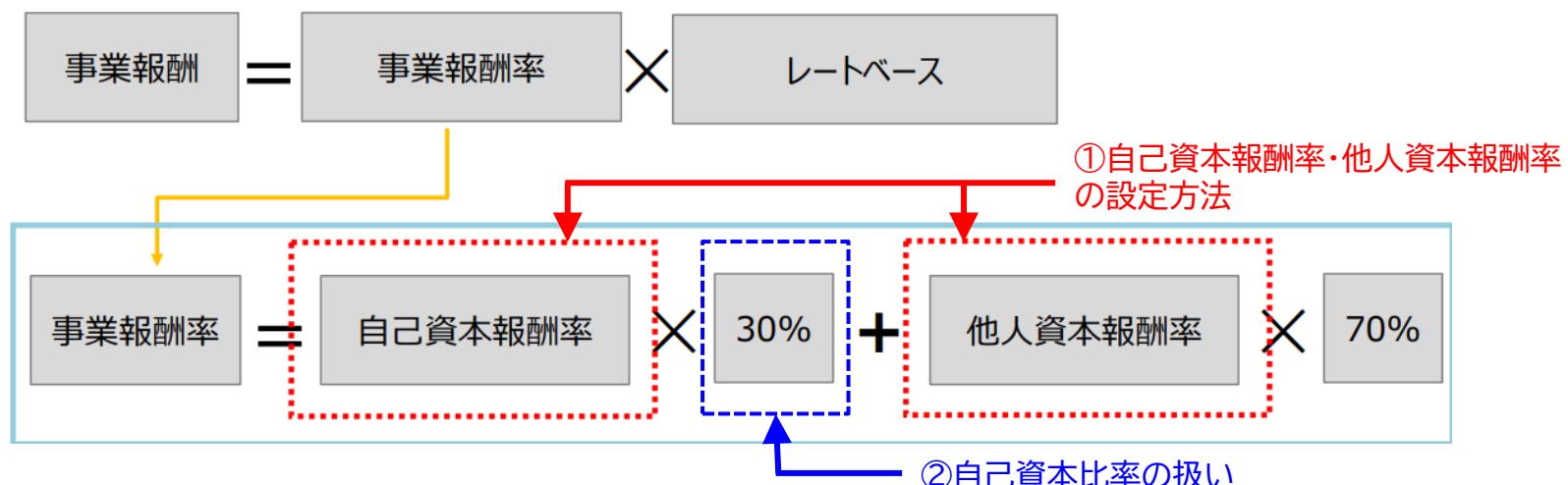
参考：送配電網協議会試算における2024年度分物価等上昇率+9.6%（費用項目+7.4%、投資項目+17.2%）

適用指標	考え方	2024年度における適用指標上昇率 及び送配電網協議会試算との整合性	メリット・デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用全体に一般的にインフレの指標として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 他国（例：ドイツ、ノルウェー）においても、消費者物価指数を用いて制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.3% ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率は大きな乖離。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が抑えられる。 ➢ 電気工事事業者の賃上げ等が困難となるおそれ。
案②	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 費用項目は一般的にインフレの指標として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ 投資項目は、主として送変配電設備の建設工事であることを踏まえ、電力設備の建設工事にかかる企業物価や賃金指数等を含めた総合指標である建設工事費デフレーター（電力）を適用。 ➢ 他国（例：英国）においても、消費者物価指数をベースに他の指標で補正を行う制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+6.8% ➢ (費用項目+6.3%、投資項目+7.8%) ➢ 費用項目の上昇率は概ね整合。 ➢ 投資項目の上昇率も、可能な限り工事契約の実態を客観的な指標で反映することで、案①と比べて乖離幅が縮小。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が一定程度抑えられる。 ➢ 電気工事事業者の賃上げ等が可能。
案③	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者の事業運営は、主として企業間取引で行われていることから、費用全体に国内企業物価指数（総平均）を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全体+12.2% ➢ 試算より全体の上昇率が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消費者への負担が大きくなる。 ➢ 電気工事事業者の賃上げ等が可能。

検討課題② 事業報酬について(概要)

- 送配電事業においては、送配電設備の拡充・更新のために巨額の資金が必要であり、一送が資金調達を行ったうえで設備投資等を行っています。
- 投下された資金は託送料金によって長期的に回収されていくこととなります、その間に金利等の資金調達コストが発生することから、資金を調達するための費用についても、託送料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じ事業の継続が困難となります。
- そのため、送配電事業が合理的な発展を遂げるために必要な資金調達コストとして、支払利息及び配当金等に当てるための費用(事業報酬)を収入上限に算入しています。
- 事業報酬は、送配電事業に投下された能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値(レートベース)に対して、事業報酬率を乗じる方法で算定されます。
- 第1規制期間の制度設計に際して、主に、事業報酬率の算定における『①自己資本報酬率・他人資本報酬率』の設定方法、『②自己資本比率(30%)』の扱いについて議論されました。

<事業報酬の算定式と主な論点>



検討課題② 事業報酬について(自己資本・他人資本報酬率)

- 自己資本報酬率と他人資本報酬率について、第1規制期間においては、レベニューキャップ制度導入以前の託送料金制度における算出方法を基本としつつ、最新の数値や分社化の状況も踏まえた諸元に更新して設定しております。
- ただし、分社に伴い一送としての数値が採録できない項目(β 値※)等があり、一部、東日本大震災前の一休会社時代のデータを用いて算定していることから、これらの項目の第2規制期間以降の算定方法について検討が必要と考えています。※市場全体の株価が1%変動するときの株価平均変動率

<第1規制期間の自己資本・他人資本報酬率に係る整理>

託送料金制度(レベニューキャップ制度)
中間とりまとめ(一部加工)

現行制度における算出方法	自己資本報酬率	他人資本報酬率
	算出式	算出式
レベニューキャップ制度における算出方法	<p>公社債利回り実績率※1×(1-β) +全産業の自己資本利益率※2×β※3</p> <p>※1：直近7年間の平均値 ※2：全て的一般送配電事業者たる法人を除く ※3：市場全体の株価が1%上昇するときの旧一般電気事業者の震災前7年間における株価平均上昇率</p>	<p>公社債利回り実績率※4 + 震災前の旧一般電気事業者のリスクプレミアム平均値※5</p> <p>※4：直近5年間の平均値 ※5：(旧一般電気事業者の平均有利子負債利子率-公社債利回り実績率)の震災前5年間の平均値</p>
	<p>算出式</p> <p>公社債利回り実績率×(1-β) +全産業の自己資本利益率×β</p> <p>✓ 公社債利回り、全産業の自己資本利益率のいずれについても、直近5年間の平均値を用いて算定する。 ✓ ただし分社化に伴い、一般送配電事業者は非上場会社となっておりβ値が存在しない。β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間における親会社のβ値を用いる。</p>	<p>算出式</p> <p>公社債利回り実績率 + 一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値</p> <p>✓ 公社債利回りについては、直近5年間の平均値を用いて算定する。 ✓ 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、分社化後の実績値を用いることも考えられるが、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間の(旧一般電気事業者の平均有利子負債利子率-公社債利回り実績率)の平均値を用いる。</p>

検討課題② 事業報酬について(自己資本比率)

- 自己資本比率について、一体会社時代に30%で設定されていたところ、分社後の送配電会社として送配電事業のあるべき水準について議論されました。
- その結果、分社化後の実態としての自己資本比率(13%程度)と乖離はあるものの、レベニューキャップ制度の導入が事業に与える影響を検証する必要があることや、分社化後間もないこと等から、第1規制期間については暫定的に自己資本比率30%を維持することとされました。
- そのうえで、第2規制期間に向けては、自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等も確認をした上で、適切な自己資本比率の設定を行うことと整理されています。

<第1規制期間の自己資本比率に係る整理>

託送料金制度(レベニューキャップ制度)
中間とりまとめ(一部加工)

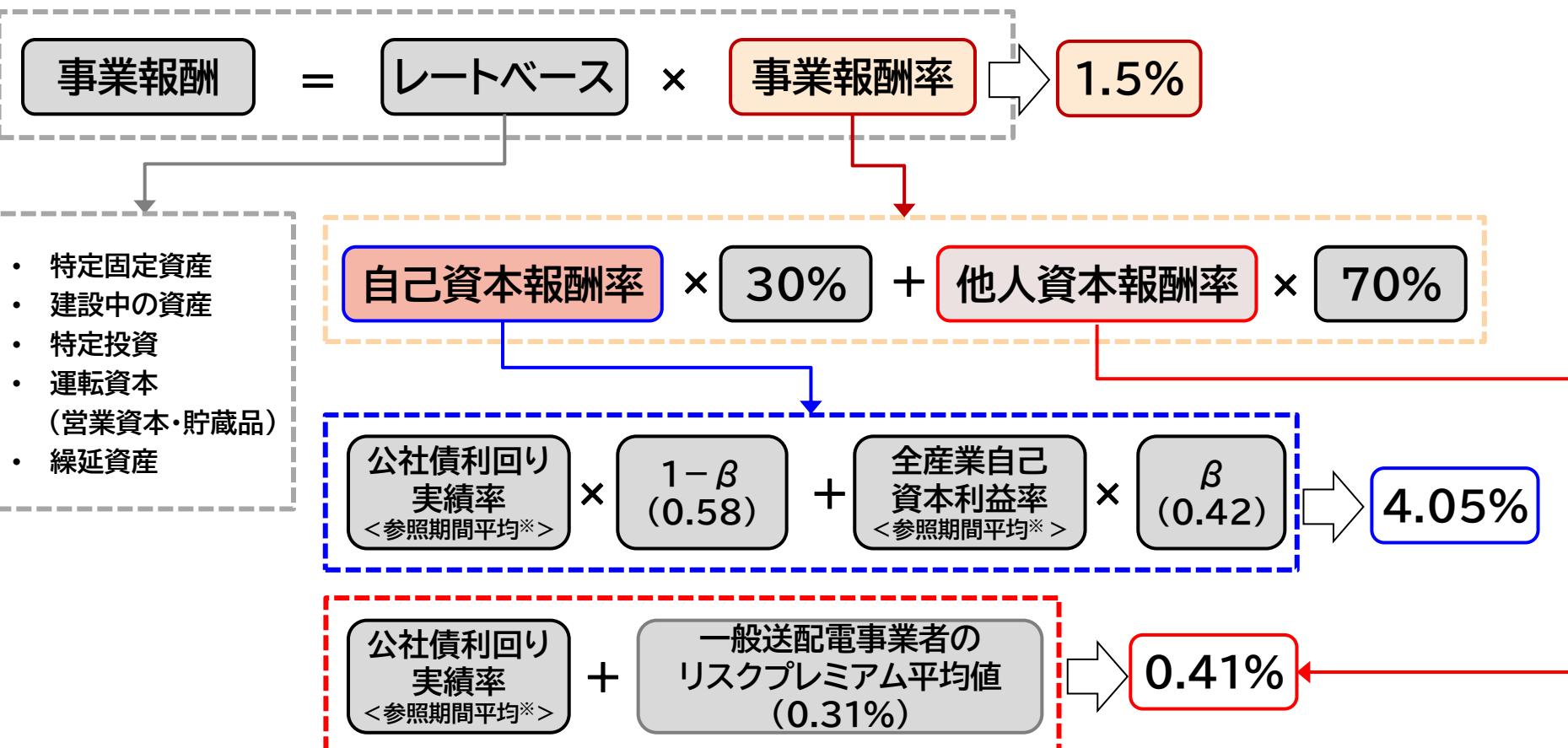
	議論の対象とする電気事業	事業リスクを踏まえた自己資本比率の考え方	自己資本比率
平成7年度		<ul style="list-style-type: none"> 送配電事業、原子力事業を含む発電事業、小売事業を有する一体会社として、電気事業全体のあるべき自己資本比率を議論。 	30%
平成24年度		<ul style="list-style-type: none"> 電力需要が右肩上がりに増加しており、それに対応するための設備投資が必要な状況。 財務の健全性を維持しつつ、当該設備投資を行っていくために必要と考えられる適正な自己資本比率水準を国が提示。 <ul style="list-style-type: none"> 発電部門、小売部門の段階的な自由化を見据え、将來の事業リスク拡大が見込まれる状況。 自由化も見据えて、一定の競争下にあるその他のインフラ業種における財務状況と比較して、適正な自己資本比率水準を国が提示。 	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 分社化後の送配電会社として、送配電事業のあるべき自己資本比率を議論。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域独占、総括原価主義の中、発電、小売事業と比較して事業リスクは低いと考えられる。 他方で、再エネ大量導入やレジリエンスに係る投資拡充や、激甚化する自然災害への備え等の対応が従前に増して求められつつある状況。 上記の状況に加え、分社化後間もないことや、大半の事業者で使途を送配電事業に限定した資金調達が行われていないことを踏まえると、送配電会社における実態的な事業リスクに基づく、適正な自己資本比率を現時点で判断することは困難。 	左記の状況を勘案して第1規制期間における設定値を検討

第1規制期間における自己資本比率の設定について

- 前頁の整理を踏まえれば、過去の一体会社において、当時の事業リスクの状況も踏まえて議論を行って設定した自己資本比率30%の水準を、分社化後の送配電事業者にそのまま適用することは合理的ではないと考えられる。また、分社化後の自己資本比率は13%程度（10社の加重平均、沖縄電力は一体会社）であり、事業報酬率において設定している自己資本比率30%とは乖離があることも事実である。
- 一方で、レベニューキャップ制度の導入が事業に与える影響をよく検証する必要があること、分社化後間もないことや、大半の事業者で使途を送配電事業に限定した資金調達が行われていないことを踏まえれば、現時点で適正な自己資本比率を判断することは困難であると考えられ、第1規制期間については暫定的に自己資本比率30%を維持する。
- なお、第2規制期間の事業報酬率算定において採用する自己資本比率については、第1規制期間における自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等もよく確認をした上で適切な自己資本比率の設定を行うこととし、その設定方法についても抜本的な見直しを実施する。

検討課題② (参考)第1規制期間に適用される事業報酬率

- 第1規制期間では、26~27頁の整理を踏まえ、下図算定式のとおり、1.5%の事業報酬率として設定されています。
- なお、2026~27年度の事業報酬は、下図算定式のうち「公社債利回り実績率」を対象年度の直近5か年平均に置き換えて算定した額で事後的に調整する方向で整理されています。(20頁参照)



※ 自己資本報酬率の算定に用いる公社債利回り実績率・全産業自己資本利益率は「2016~2020年度実績」を、他人資本報酬率の算定に用いる公社債利回り実績率は「2017~2021年度実績」を参照している。

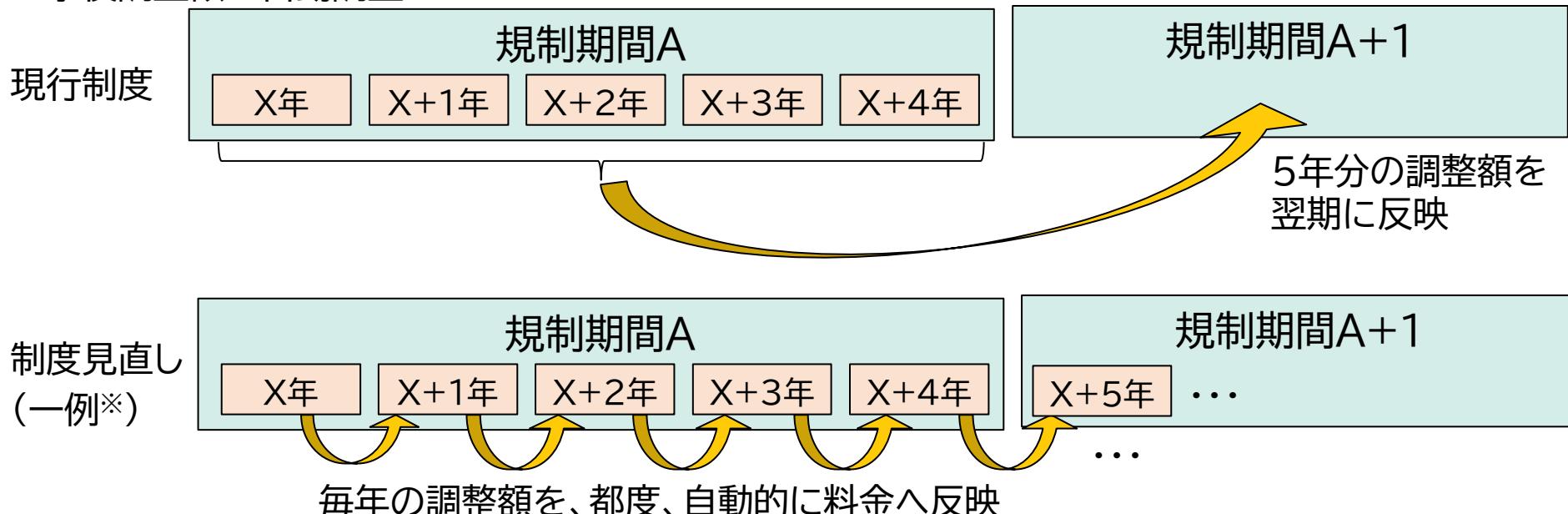
検討課題② 事業報酬について(第2規制期間に向けて)

- 前述のとおり、事業報酬率の算定方法は、第2規制期間に向けて総合的な検討を行うと整理されています。
- 事業報酬は送配電設備の拡充・更新のために必要となる資金調達コストに相当するものであり、
レベニューキャップ制度の目的であるカーボンニュートラルの実現等を支えるための投資を継続的に行い、送配電事業を健全に運営していくために必要となる適正な水準で報酬率を設定することが重要と考えています。
- 第2規制期間に向け、事業リスクや財務健全性の持続的な確保などを考慮したあるべき報酬率の考え方について、検討を深めてまいります。

検討課題③ 外生的な要因での変動の自動調整

- 現行制度では、期中調整を実施しない場合、実績額の調整が行われるのは翌規制期間となるため、事業者の収支に実態が反映されない期間が長期に亘ることとなります。その結果、翌期調整時の調整額が大きくなることに加え、キャッシュフローへの影響から期中の投資計画に支障が生じることが想定されます。また、需要家からの視点では、値下げの場合にも機動的に調整されず、翌規制期間の料金に反映されることとなります。
- そのため、物価等変動や金利変動といった客観的かつ外生的な変動要因については、規制期間終了時の翌期調整を待つことなく、一定の期間ごとに(例えば毎年度)、自動的に料金に反映させることも考えられ、託送料金変更頻度の増加による小売料金への影響も考慮しつつ、検討を深めてまいります。

<事後調整額の自動調整イメージ>



※調整頻度(毎年度・規制期間の前後半等)、調整タイミング(翌年度・翌々年度等)など、具体的な調整手法は複数考えられる。

検討課題④ 規制期間中一律の託送料金の見直し

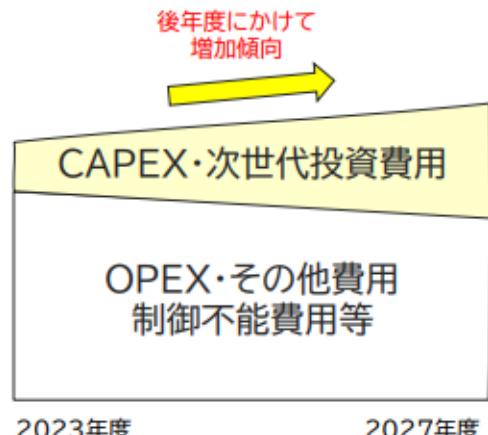
- 現行制度では、原則※、規制期間中は一律の託送料金を設定するとされています。

※ 合理的な理由があると認められる場合には規制期間における各年度で異なる託送料金を算定することを認めることとされているものの、第1規制期間においては、全社において5年一律の託送料金を設定
- そのようななか、第1規制期間においては、再エネ電源の連系接続や高経年化対策工事、次世代投資を計画的に実施するため、概ね、後年度にかけて費用が増加する想定となっています。
他方で、多くの会社で第1規制期間の想定需要は遞減傾向にあり、想定収入(需要×単価)は後年度にかけて減少する想定となっています。
- そのため、送配電事業の安定的な運営や、受益時期と負担時期の一一致による託送料金の透明性向上の観点から、規制期間中一律の託送料金とするのではなく、例えば規制期間の各年度の原価構成や将来の需要想定を考慮し、規制期間内で異なる託送料金の設定を行うことも考えられ、託送料金変更頻度の増加による小売料金への影響も考慮しつつ、検討を深めてまいります。

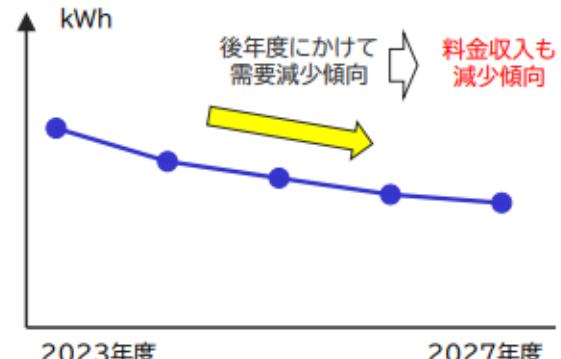
<第1規制期間における費用・収入のイメージ>

第70回料金制度専門会合(2025年10月22日)
送配電網協議会資料

<費用イメージ>



<収入(需要)イメージ>



1. レベニュー・キャップ制度の概要
2. 物価上昇等を踏まえた対応について
3. 第2規制期間に向けた検討課題
4. まとめ

4. まとめ

- 本日は、レベニューキャップ制度の概要および物価上昇等の情勢変化を踏まえた制度見直しの概要についてご説明させていただきました。
- 一送としては、レベニューキャップ制度の目的であるレジリエンス強化、カーボンニュートラルの推進、不断の効率化に継続的に取り組むとともに、電力業界全体としてサステナブルな事業運営に取り組んでまいります。
- その実現に向け、現行のレベニューキャップ制度における課題の改善に向けた検討を行い、必要により、国に対して積極的に提言してまいります。